

食品流通関係貸付制度一覧（株式会社日本政策金融公庫（農林水産事業））

資金名	貸付範囲	対象者	対象施設等	償還期限/据置期間	貸付限度額
食品流通改善資金 （卸売市場近代化施設）	卸売市場の近代化のための施設の整備等を促進するために必要な資金	卸売市場開設者（地方公共団体を除く。） 卸売業者 仲卸業者 卸売業者等の組織する法人	卸売市場の施設、卸売業者等の業務の近代化を図るために必要な施設（付設集団売場、冷蔵庫、倉庫、計算センター、運搬機械、処理加工施設、事務用機械、場内事務所、配達センター又は仲卸店舗設備）	卸売市場施設 25年以内/5年以内 卸売業者施設 仲卸業者施設 15年以内/3年以内	卸売市場施設 負担額の80% 卸売業者施設 仲卸業者施設 負担額の70% （限度額あり）
食品流通改善資金 （食品等生産製造提携型施設）	食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（以下「法」という。）第6条第2項に規定する認定計画に従って食品等流通合理化事業（食品等生産製造提携型）を実施するために必要な資金	農林漁業者又はその組織する法人 食品等製造業者又はその組織する法人	食品等の安定的な取引関係を確立するために必要な ① 農林水産物生産施設 ② 農林水産物共同利用施設 ③ 農地所有適格法人への出資 ④ 農林漁業関連事業を行う法人設立の共同出資 ⑤ 農林漁業者等所有の食品等製造用資産の取得 ⑥ ①～⑤を行う場合に必要かつ不可欠な施設	15年以内/3年以内	負担額の80%
食品流通改善資金 （食品等生産販売提携型施設）	法第6条第2項に規定する認定計画に従って食品等流通合理化事業（食品等生産販売提携型）を実施するために必要な資金	農林漁業者又はその組織する法人 食品等販売業者又はその組織する法人	食品等の安定的な取引関係を確立するために必要な集出荷施設、加工処理施設、保管配送施設、販売施設又は情報処理施設	15年以内/3年以内	負担額の80%
食品流通改善資金 （卸売市場機能高度化型施設）	法第6条第2項に規定する認定計画に従って食品等流通合理化事業（卸売市場機能高度化型）を実施するために必要な資金	卸売市場開設者（地方公共団体を除く。） 卸売業者 仲卸業者 仲卸業者の組織する事業協同組合等	卸売市場の機能の高度化を図るために必要な品質管理保全施設、定温輸送車、自動仕分け・搬送保管施設、加工・調製施設、包装・こん包施設若しくは情報処理施設、営業譲渡に伴う施設の取得、特別費用の取得若しくは権利取得又は卸売市場の業者間の出資	15年以内/3年以内	負担額の80%
食品安定供給施設整備資金（食品流通対策）	食料の安定供給の確保に資する事業を実施するために必要な資金	食品の製造等の事業を営む者又はその組織する法人	食品に係る流通機能の高度化又は食品の流通における品質管理の高度化に必要な集配、保管、分荷、包装、ピッキング、処理加工、集中調理、生体活性保持又は輸送等に必要な施設	15年以内/3年以内	負担額の40%

※ 資金ごとの利率は、株式会社日本政策金融公庫の金利情報(<https://www.jfc.go.jp/n/rate/rate.html>)をご覧ください。